進学・就職・転勤等による引越しで、住所を異動される方は、窓口での「異動届の手続き」が必要です！

転出・転入・転居等の手続きは簡単です！

◆他の市区町村に転出・転入する場合

引越し前の市区町村

≪転出前に≫
転出届を提出し、転出証明書を受け取る

⇨

引越し後の市区町村

≪転入した日から14日以内に≫
転出証明書（転出特例の手続きをされた方は、マイナンバーカード）を添えて、転入届を提出する

◆同一の市区町村内で転居する場合

お住まいの市区町村

≪転居した日から14日以内に≫
転居届を提出する

年度末にかけ、窓口の混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

※届出の際には、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）が必要です。

【マイナンバーカードをお持ちの方】
・転入・転居の届出の際には、マイナンバーカードの「記載事項の変更」が必要となりますので、必ずマイナンバーカードをお持ちください。
・手続きの際には、予め設定した「暗証番号」が必要となります。
・転入届出の方は、90日以内にカード機能を継続する必要がありますので、ご注意ください。



【問合せ】税務住民課 戸籍年金グループ ☎82-0111

国民健康保険・国民年金等の手続きをお忘れなく

会社の就職や退職、扶養認定の取消しとなった場合など、「健康保険」が変更になる方は、国民健康保険の「加入」や「喪失」の手続きが必要となります。また、同時に「国民年金」の加入手続き等が必要となる場合があります。

なお、自動的には切り替わりませんので、忘れずに手続きをお願いします。

国民健康保険の加入手続き

会社の健康保険を喪失したとき、または被扶養者の認定の取消しとなったときは、国民健康保険の「加入」手続きが必要です。

【必要な書類】
・会社の健康保険を喪失したことを証明するもの（資格喪失証明書など）

国民健康保険の喪失手続き

会社の健康保険に加入したとき、または被扶養者の認定となったときは、国民健康保険の「喪失」手続きが必要です。

【必要な書類】（喪失する方全員分）
・会社から発行された健康保険証
・国民健康保険の保険証

※ご注意ください！

国民健康保険の加入の届出が遅れた場合でも、資格を取得した月までさかのぼって「国民健康保険税」を納めなければなりません。加入の手続きは、健康保険の資格喪失日から14日以内に届出をしましょう。

【問合せ】税務住民課 戸籍年金グループ ☎82-0111

開設日時：令和４年３月17日（第３木曜日）
午後５時30分～午後７時30分〈完全予約制〉

マイナポイント『第2弾』を実施しています！

マイナポイントを受け取るには、「マイナンバーカード」を使って、マイナポイントの申込みを行う必要があります。

①マイナンバーカードを取得された方のうち、マイナポイント第１弾に申し込んでいない方
（マイナンバーカードをこれから取得される方も含みます。）　・・・・・最大5,000円相当のポイント

2021年12月末までにマイナポイント第１弾に申し込んだ方で、まだ20,000円のチャージやお買い物を行っていない場合（最大5,000円分までポイント付与を受けていない方）は、2022年１月１日以降も引き続き、上限（5,000円相当）までポイントの付与を受けることができます。

■申込開始時期：2022年１月１日から
■マイナンバーカードの申請期限：2022年９月末まで
■申込期限：2023年２月末まで



②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行った方
（既に利用申込みを行った方も含みます。）　・・・・・7,500円相当のポイント

③公金受取口座の登録を行った方
（公金受取口座の登録自体の開始は2022年春頃を予定しています。）　・・・・・7,500円相当のポイント

■申込開始時期：2022年６月頃開始
■マイナンバーカードの申請期限：2022年９月末まで
■申込期限：2023年２月末まで



申請方法等につきましては、令和４年１月回覧の「マイナポイント第２弾リーフレット」をご覧ください。
※最新の情報は、「マイナポイント事業」ホームページでご案内しております。

【問合せ】税務住民課 戸籍年金グループ　☎82-0111

軽自動車税（種別割）の申告について

軽自動車税（種別割）は、毎年４月１日を基準日とし、使用または所有されている方へ課税されます。使用していない軽自動車やバイクをお持ちの方は、廃車の手続きをお願いします。廃車していない場合には実際に車両がなくても税金がかかります。また、納税義務者が死亡、転出・転居や譲渡した場合には、所定の手続きをお願いいたします。
※軽自動車でも、車両の種類によって届出する場所が異なります。

〇今金町役場でできる車両の手続き

車種区分	手続き	必要なもの
原動機付自転車（50 ～ 125CC以下） 小型特殊自動車 今金町ナンバーのもの	標識（ナンバー）交付	印鑑
	名義変更	新・旧所有者の印鑑
	廃車	ナンバープレート、印鑑

※函９、函99、函館99ナンバーの小型特殊自動車の名義変更、廃車も可能です。

〇その他の車両の手続き

届出窓口
現在住んでいる地区の函館軽自動車協会（四輪車）、函館陸運支局（軽二輪、小型二輪）、各自動車取扱店（カーディーラー）等

2022年度土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿による縦覧のお知らせ

《縦覧期間》●４月１日から５月31日　※土・日・祝日を除く
　　●８時30分から17時15分まで
《縦覧場所》●役場１階　税務住民課

【問合せ】税務住民課 課税収納グループ　☎82-0111

「マイナンバーカード申請等の時間外窓口を開設します！」ぜひご利用ください。